

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

46 公的年金制度

[公的年金制度の仕組み]

我が国の公的年金制度は、全国民が加入し、基礎的給付を行う国民年金と、それに上乗せして報酬比例の年金を支給する、被用者の厚生年金保険及び共済年金からなる。また、自営業者等に対する上乗せ年金としては国民年金基金制度があり、厚生年金保険の上乗せとして厚生年金基金制度がある。

公的年金制度一覧

○国民年金制度

公的年金制度一覧

(平成4年3月末現在)

区分	被保険者	保険者	被保険者数 ① 万人	老齢基礎年金等 受給権者数 ② 万人	成熟度 ③ %	老齢基礎年金等 平均年金月額 万円	積立金 兆円	積立 度	立合 率	保険料 (平成5年4月現在) 円	支給開始年齢 (平成5年度)
第1号被保険者	自営業者	国	1.854	1,268	18.5	3.5	4.4	1.9	—	本人 10,500 円	65 歳
第2号被保険者	サラリーマン		3.777								
第3号被保険者	サラリーマンの妻		1.205								
合 計			6.835								

(注) 1. 上記のほか、老齢福祉年金受給者数は、82万人である。
 2. 老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数(176万人)と旧国民年金法による老齢年金受給権者数(657万人)と被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢(退職)年金受給権者数(435万人)の合計である。
 3. 老齢基礎年金等平均年金月額は老齢基礎年金受給権者と旧国民年金法による老齢年金受給権者に係るものである。

○被用者年金制度

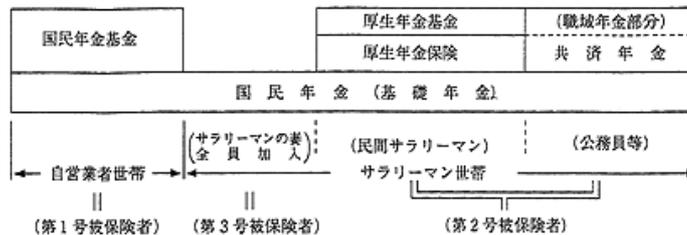
(平成4年3月末現在)

区分	被保険者	保険者	適用者数 ① 万人	老齢(退職)年金 受給権者数 ② 万人	成熟度 ③ %	老齢(退職)年金 平均年金月額 万円	積立金 兆円	積立 度	立合 率	保険料率 (標準報酬ベース) (平成5年1月現在) %	支給開始年齢 (平成5年度)
厚生年金保険	民 サラリーマン	国	3,196	499	15.6	15.1	84.0	5.5	—	男子 14.5 女子 14.45 坑内員 船員 16.3	男子 60歳 女子 58歳 (11年後に60歳) 坑内員 船員 55歳
国家公務員等 共済組合	連 合 会	国家公務員等 共済組合連合会	113	51	45.2	19.4	6.1	4.2	—	15.2	59歳 (7年後に60歳)
	日 本 鉄 道	旅客鉄道会社 等	20	33	169.0	17.8	0.3	0.4	—	19.09	自衛官 58歳 (7年後に60歳)
	日 本 電 信 電 話	日本電信電話株 会社	27	12	42.5	19.6	1.7	5.2	—	14.02	—
	日 本 た ば こ 産 業	日本たばこの株 会社	2.5	2.5	101.2	18.2	0.1	1.5	—	17.07	—
地方公務員共済組合	地方公務員	地方公務員 共済組合	330	109	32.9	21.0	22.2	6.4	—	17.6(14.08)	60歳 (日本鉄道 日本たばこ産業)
私立学校教職員共済組合	私立学校の教職員	私立学校教職員 共済組合	38	3	8.2	18.8	1.9	12.2	—	11.8	—
農林漁業団体職員共済組合	農協等の職員	農林漁業団体職員 共済組合	50	12	23.2	15.2	1.6	5.1	—	16.3	警察官等 57歳 (11年後に60歳)
合 計			3,777	721	19.1	16.5	117.7	5.4	—	—	—

(注) 1. 共済組合の老齢(退職)年金受給権者数及び平均年金月額には減額退職年金に係る分を含む。
 2. 平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。
 3. 保険料率は本人負担分の2倍としている。地方公務員共済組合の保険料率は給料に対する比率であり、()内はこれを標準報酬ベースに換算したものである。
 4. 自衛官の支給開始年齢は、平成5年7月1日以降のものである。

年金制度の体系図

年金制度の体系図



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

47 公的年金の現況

[加入者数]

平成3年度末における公的年金制度の加入者数は、厚生年金、国民年金、共済組合を合わせて延べ6,835万人であり、平成2年度末に比べ204万人の増加である。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

47 公的年金の現況

[受給権者数]

制度別の受給権者数も,平成3年度末で国民年金(旧法)が910万人,基礎年金で293万人,厚生年金で1,109万人と増加している。特に老齢基礎年金,老齢厚生年金が着実に増加しており,受給権者全体に占める割合も高くなっている。

受給権者数の年次推移

受給権者数の年次推移

(単位：千人)

年次	国民年金 (旧法)	基礎年金	厚生年金
昭和50年度	3,119	—	2,449
55	6,256	—	4,773
60	8,837	—	7,384
61	9,064	891	8,003
62	9,148	1,210	8,642
63	9,196	1,497	9,279
平成元	9,236	1,805	9,919
2	9,278	2,084	10,519
3	9,100	2,928	11,092

資料：社会保険庁「事業年報」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

47 公的年金の現況

[年金総額]

年金総額は、平成3年度末で、国民年金が4兆8,740億円、厚生年金で12兆660億円であり、どちらの制度においても老齢年金総額の占める割合が高くなってきている。

公的年金加入者数の年次推移

公的年金加入者数の年次推移

(単位：千人)

年次	総数	国民年金 第1号 被保険者	国民年金 第3号 被保険者	厚生年金	共済組合
昭和50年度	55,456	25,884		23,893	5,678
55	59,045	27,596		25,445	6,006
60	58,239	25,091		27,234	5,914
61	63,317	19,514	10,929	26,994	5,880
62	64,105	19,292	11,299	27,676	5,840
63	64,929	18,727	11,615	28,769	5,817
平成元	65,678	18,155	11,788	29,921	5,814
2	66,313	17,579	11,956	30,997	5,781
3	68,352	18,536	12,050	31,959	5,807

(注) 第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。
資料：社会保険庁「事業年報」

年金総額の推移

年金総額の推移
(単位：10億円)

年次	国民年金	厚生年金
昭和50年度	566	1,149
55	1,678	3,758
60	2,748	6,858
61	3,487	7,906
62	3,653	8,583
63	3,783	9,205
平成元	4,097	10,225
2	4,337	11,083
3	4,874	12,066

(注) 厚生年金保険の平成3年度分は基金代行支給分を含めた額である。
資料：社会保険庁「事業年報」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

47 公的年金の現況

[保険料率]

厚生年金においては、給付水準・受給権者数の増加に対応し引き上げられ、平成3年1月から14.5%(一般男子)とすることとなった。

保険料率の年次推移

保険料率の年次推移		
年次	厚生年金	国家公務員等共済組合連合会
昭和50年	7.6%	7.44%
51	9.1	
52		
53		
54		8.24 (54年10月)
55	10.6	
56		
57		
58		
59		11.392 (59年12月)
60		12.24 (60年5月)
61	12.4	12.26 (61年4月)
62		
63		
平成元		15.2 (元年10月)
2	14.3	
3	14.5	
4		
5		

(注) 昭和60年以前の国家公務員等共済組合の保険料率は、標準報酬に対する保険料率に換算してある(換算率は1/1.25)。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

48 年金制度の国際比較

[先進諸国と同レベルの給付水準]

我が国の厚生年金にあたる年金の給付レベルを比較すると、下表のように他の先進諸国と同水準か、やや上回る水準となっている。また、(老齢年金/平均賃金)でも、同様に遜色のない水準である。

年金額等の国際比較

年金額等の国際比較

	ドイツ	スウェーデン	イギリス	アメリカ	日本
制 度 名	労働者年金・職員年金	国民年金	国民保険	老齢遺族障害保険	厚生年金保険
対 象 者	労働者(ブルーカラー) 職員(ホワイトカラー)	一般国民	一般国民	一般被用者 自営業者等	一般被用者
支給開始年齢 (1992年度)	65歳	65歳 (1997年までに66歳に引上げ)	男子65歳 女子60歳	65歳 (2027年までに67歳に引上げ)	男子60歳 女子57歳 (1999年までに60歳へ引上げ)
老 齢 (退職) 年金額 (月額)	<1991年7月> 労働者年金・職員年金の平均 1,184.5マルク(95,791円) 〔労働者年金 1,011.4マルク(81,792円) 職員年金 1,446.6マルク(116,987円)〕	<1991年1月> 基礎年金 単身 2,576.0クローネ(57,445円) 夫婦 4,212.8クローネ(93,945円) <1989年12月> 付加年金(全受給者平均) 3,675.9クローネ(78,664円)	<1990年9月> 基礎年金(全受給者平均) 単身 202.5ポンド(52,328円) 夫婦 337.7ポンド(87,265円) 付加年金(全受給者平均) 66.6ポンド(16,693円)	<1991年3月> 全受給者平均 単身 603.3ドル(81,011円) 夫婦 914.9ドル(122,853円)	<1991年3月> 全受給者平均 145,557円
平均賃金月額 (製造業1990年)	3,444.8マルク (308,723円)	14,609.6クローネ (357,351円)	973.0ポンド (251,433円)	1,921.8ドル (278,259円)	352,020円
老齢年金/平均賃金	34.4%	54.0%(基礎年金+付加年金)	41.3%(基礎年金+付加年金)	47.6%	41.3%
保 険 料 率 (1992年度)	177/1,000 (労使折半)	基礎年金 74.5/1,000 付加年金 130.0/1,000 全額事業主負担 自営業者は本人負担	20/1,000~90.0/1,000 (本人) 46/1,000~104.0/1,000(事業主) (黒遣保険料) (注3)	124.0/1,000 (労使折半)	男子145/1,000(標準報酬ベース) (労使折半) (ボーナスも含めた総報酬で 換算すると112/1,000)
国 庫 負 担	拠出金で不足する費用を負担 (1991年給付費の約18%)	拠出金で不足する費用を負担 (1989年基礎年金給付費の約12%)	なし (1990年)	なし	基礎年金給付費の1/3

(注) 1. 各国の賃金はILO"Yearbook of Labour Statistics"による推計。日本は「毎月勤労統計調査」の製造業(30人以上)現金給与総額(ボーナスを含む)の年平均値。
2. 換算レートはIMF"International Financial Statistics"による。
3. イギリスの保険料率は、失業給付、業務災害給付、出産給付等を含む国民保険制度全体に対する料率である。
4. ドイツは、旧西ドイツの統計による。

一方、負担面を比較すると、我が国の保険料率(11.2%、総報酬換算)は、ドイツ(17.7%)やイギリス(6.6~19.4%)、アメリカ(12.4%)に比べかなり下回っている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

49 企業年金

[役割高まる企業年金]

企業年金は、公的年金が老後生活の基本的な部分を保障するのに加えて、老後の多様なニーズに応え、より豊かな老後生活を送るための手段として、その役割がますます高まってきた。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

49 企業年金

[各企業年金の概要]

厚生年金基金

- ・ 厚生大臣の認可を受けて設立される特別の法人
- ・ 厚生年金の給付の一部を代行,加えて基金独自の終身にわたる上乘せ給付
- ・ 加入者数(1,068万人)

適格退職年金

- ・ 実施主体は企業
- ・ 税制上の一定条件に該当するものとして国税庁長官の承認を得た企業年金について,年金の掛金・積立金に税制上の措置を講ずる制度
- ・ 加入者数(977万人)

石炭鉱業年金基金

- ・ 炭鉱で働く人のための上積み年金
 - ・ 厚生年金とは全く独立,老齢厚生年金の上乗せ給付
 - ・ 加入者数(6千人)
-

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

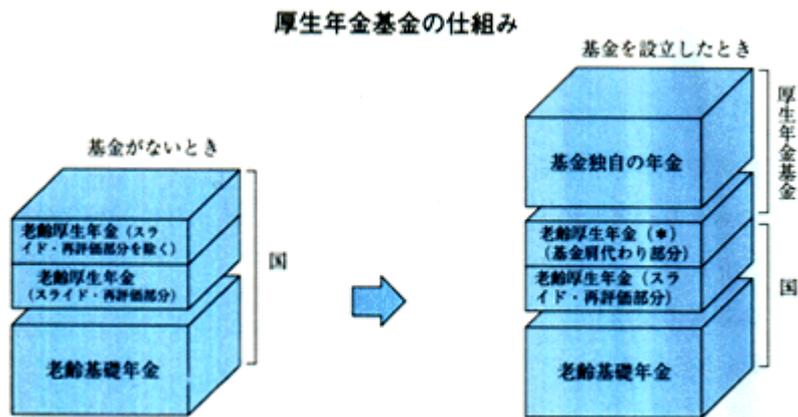
VIII 年金保障

49 企業年金

[厚生年金基金の仕組み]

厚生年金基金の加入員は、基金が代行している老齢年金給付に相当する保険料を政府に納めないで、その保険料を含む掛金を基金に払い込むことになる。基金は、将来支払うこととなる老齢年金給付をあらかじめ見込み、毎年度納入する掛金が将来にわたり一定で済むように掛金を積み立て、財政運営を行っている。

厚生年金基金の仕組み



(注) (*) これに必要な掛金については国への納付は免除されている。

厚生年金基金の基金数,加入者数,積立金の推移

厚生年金基金の基金数, 加入者数, 積立金の推移

(各年度末現在)

年次	基金数	加入者数(千人)	積立金(億円)
昭和41年度	142	500	17
50	929	5,340	14,577
55	991	5,964	50,202
60	1,091	7,058	125,964
平成元	1,358	9,034	226,838
2	1,474	9,845	258,531
3	1,593	10,678	288,200

<参考> 適格退職年金(平成3年度末)
 契約件数……… 90,434 件
 加入者数……… 9,769 千人
 積立金………140,105 億円

資料: 厚生省年金局調べ

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

50 国民年金基金

[趣旨]

自営業者等がゆとりある老後生活を送れるよう、自営業者等に対する公的な所得である基礎年金の上乗せ年金として、平成3年4月に国民年金基金制度が創設された。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

50 国民年金基金

[国民年金基金の種類]

1)地域型基金(平成3年5月1日全国47基金設立)

- ・ 同じ都道府県に住所を有する者で組織し,都道府県につき1つ設立される。
- ・ 加入員1,000人以上が設立の条件である。

2)職能型基金(平成4年12月31日現在23基金設立)

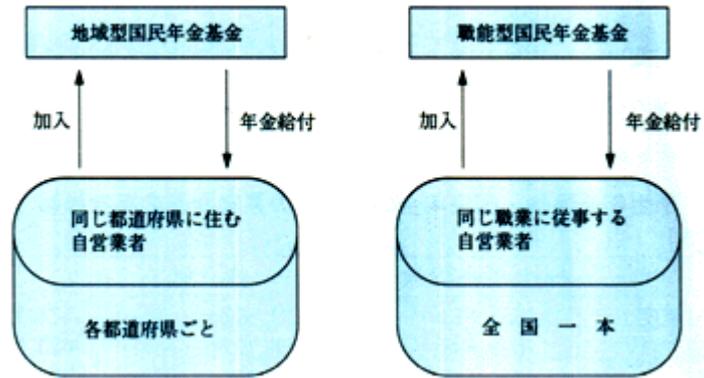
- ・ 同種の事業又は業務に従事する者で組織し,全国を通じて1つ設立される。
- ・ 加入員3,000人以上が設立の条件である。

3)国民年金基金連合会(平成3年5月30日設立)

- ・ 途中で基金を脱退した者に対する給付事業などを行う。
- ・ 加入員の記録管理などの事務を集中的に管理する。

国民年金基金の仕組み

国民年金基金の仕組み



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

50 国民年金基金

[加入員]

国民年金の第1号被保険者が基金の加入資格を有する。ただし、国民年金の保険料の納付を免除されている者と農業者年金基金の加入者は加入できない。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

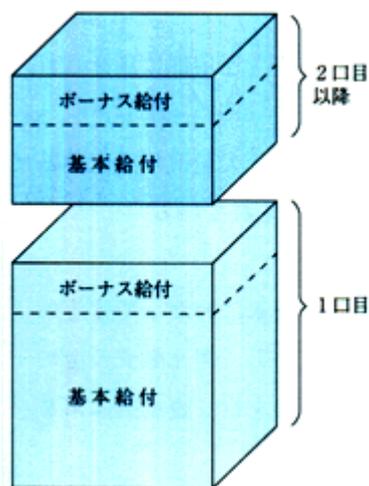
50 国民年金基金

[地域型歩合の給付と掛金]

1)給付は,基本給付,ボーナス給付及び各基金独自の給付で構成する。

2)掛金は月額68,000円を上限とする。ただし,中高齢で基金に加入した者などについては,特例として,一定の期間掛金の上限を102,000円とする。

基金の年金給付



国民年金基金の年金給付は,口数制になっており,加入する者が各々の生活設計に応じて年金額と給付の型を選択することになっている。

- ・1口目…基本給付は,年金月額3万円(加入時の年齢が46歳以上の者は年齢により年金額が異なる)。
- ・2口目以降(1口目の上にさらに上乗せして給付を受けることを希望する者が加入する給付)…基本給付は,年金月額1万円(加入時の年齢が55歳以上の者は年齢により年金額が異なる)。
- ・年1回ボーナス給付が行われる年金給付の型もある。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

50 国民年金基金

[税制上の措置]

1)掛金は全額社会保険料控除の対象となる。

2)基金から支給される給付は公的年金等控除の対象となる。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

51 年金積立金の運用

公的年金制度においては、後の世代の保険料負担の急激な増大を緩和するため年金保険料の積み立てが行われており、平成4年度末で厚生年金保険・国民年金の積立金総額は、約95兆円に達するものと見込まれる。

厚生年金保険・国民年金の積立金の累積状況の年次推移

厚生年金保険・国民年金の積立金の累積状況の年次推移
(単位：億円)

年次	厚生年金保険	国民年金	合計
昭和61年度	552,813	21,912	574,726
62	599,638	26,197	625,835
63	656,126	29,409	685,535
平成元	702,175	32,216	734,391
2	768,605	36,317	804,922
3	839,970	43,572	883,542

資料：厚生省年金局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

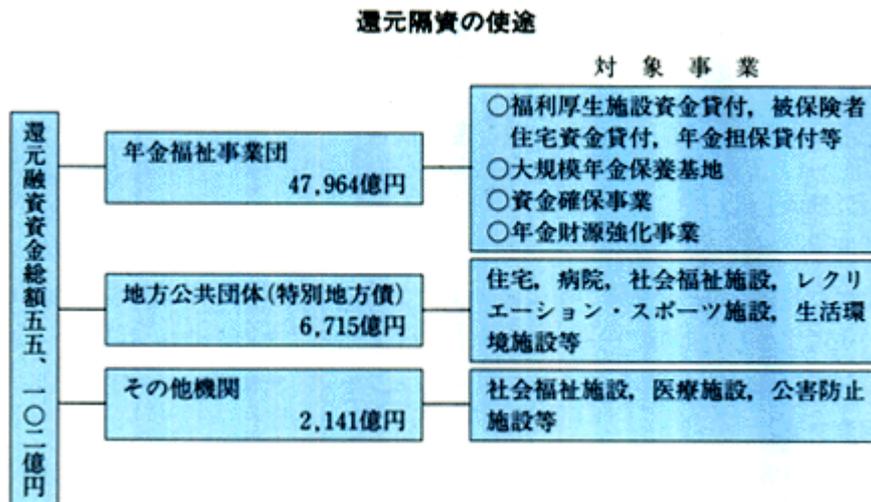
51 年金積立金の運用

[還元融資事業]

厚生年金保険及び国民年金の積立金はすべて国の資金運用部に預託され、財政投融资の原資として運用される。

また、その一部は、還元融資として住宅資金貸付や、大規模年金保養基地の整備等、被保険者等の福祉向上に役立つ事業に充てられている。

還元融資の使途



(注) 金額は平成4年度計画額。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

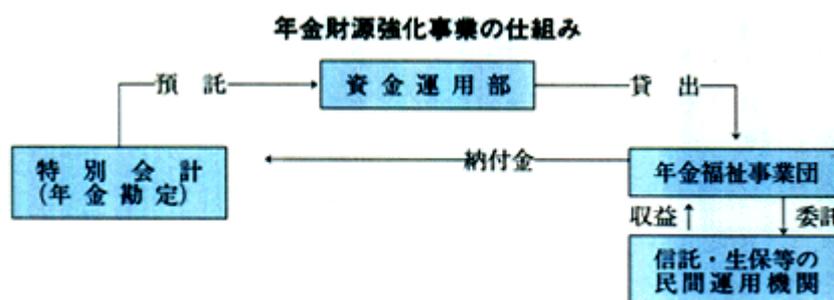
51 年金積立金の運用

[積立金の自主運用事業]

年金福祉事業団においては、上記還元融資事業を将来にわたって安定的に実施するための資金の確保を図るため、昭和61年度から、還元融資資金の一部を運用し、これにより積み立てられた積立金の管理を行う資金確保事業を開始した。

さらに昭和62年度からは、厚生年金保険事業及び国民年金事業の財政基盤の強化のため、資金運用部の預託金の一部を運用し、これにより生じた収益を国庫(厚生保険特別会計及び国民年金特別会計)に納付する年金財源強化事業を開始しており、運用額は年々増加している。

年金財源強化事業の仕組み



資金運用事業者年度別運用額の推移

資金運用事業各年度別運用額の推移

(単位：兆円)

年次	昭和 62年度	63	平成 元	2	3	4	累 計
年金財源強化事業	1.0	1.27	1.53	1.80	2.05	2.39	10.04
資金確保事業	0.6	0.95	0.85	1.05	1.10	1.11	5.91
合 計	1.6	2.22	2.38	2.85	3.15	3.50	15.95

(注) 1. 平成4年度は当初予算額。
2. 累計は、借入償還金を除く。

資料：厚生省年金局調べ